

若者のつながりから始まる「はぴ縁」創出事業業務委託仕様書

本仕様書は、福井県が発注する若者のつながりから始まる「はぴ縁」創出事業業務委託（以下「業務委託」という。）を受託するもの（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

本件業務は、県内の地域活動や社会人サークル等を活用し、若者が身近なコミュニティにおいて自然に人や地域とつながり、関係性を深めながら自己表現できる環境の整備を進めることを目的とする。

そのため、新たに、はぴ縁コネクターとして地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を委嘱し、その活動を通じて、若者の参加を歓迎し、若者同士のつながりづくり等の県の取組に賛同する地域活動団体等を登録する「はぴ縁 TEAM」制度を創設および登録促進を図る。

また、「はぴ縁 TEAM」の活動内容等を広く周知し、若者と地域活動との接点を拡大することで、将来的な成婚へとつなげるものとする。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

3 業務目標（KPI）

受託者は、本業務の実施に当たり、次に掲げるKPIの達成を目指すものとする。

- (1) 「はぴ縁 TEAM」新規登録団体数 100団体
- (2) 「はぴ縁 TEAM」への新規若者参加者数 300人

4 業務内容

（1）隊員の活動支援

- ① 隊員の活動を支援するにあたり責任者を配置すること
- ② 業務に関連する関係者を隊員に紹介するなど、ネットワーク構築を支援すること
- ③ 隊員の活動にあたり適時助言を行うこと
- ④ 原則、隊員と1週に1回程度の面談を行い、進捗確認や生活上の相談等に対応すること

（2）隊員の雇用

- ① 受託者は、福井県が隊員として委嘱した者を雇用すること。委嘱期間は、委嘱日から最長で3年とする。なお、委嘱にあたり福井県と隊員には雇用・契約関係は生じない。
- ② 雇用する隊員は1人とする。
- ③ 隊員の活動期間は委嘱日から当該年度の末日までとする。
- ④ 隊員の活動日は、月16日程度を基準とする。
- ⑤ 隊員の業務に支障がない範囲で副業・兼業を可能とする。
- ⑥ 隊員の本業務に係る人件費は月額333,000円（法定福利費を含む）を上限とする。
※『地域おこし協力隊推進要綱』に規定する専門高度人材（特定分野の専門的スキルおよび豊富な社会人経験を有する者）として通常よりも報酬を嵩上げ
- ⑦ 当該年度の末日までの隊員の本業務に係る活動経費は751,000円(税込)を上限とし、対象経費は『地域おこし協力隊推進要綱』に規定する隊員の活動に必要な以下の経費とし、受託者が支払うこと。経費について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議を行い、その指示に従うこと。

【対象となる経費】

- ・ 隊員の人件費
- ・ 住居借上費（上限あり）
- ・ 事業に係る自動車の燃料費、リース費（リース費は上限あり）
- ・ 業務に係る作業道具、書籍、消耗品等の経費
- ・ 事業に係る損害保険・賠償責任保険料
- ・ 本業務に関連する隊員の研修等に要する経費

※隊員は自宅または事務所を独自で設置するため受託事業者の事務所の席の確保は不要。

【対象とならない経費】

- ・ 事業収入を伴う経費
- ・ 土地、建物の購入費
- ・ 高額な物品（備品）購入費
- ・ その他個人の資産となる経費
- ・ 受託者の管理費など、隊員の活動と直接関連の無い経費

⑧ 本業務の実施にあたり、次の事項を隊員に遵守させること。

- ア 常に健康に留意し、関係者に対し明朗かつ積極的な態度をもって円滑チームワークを形成し、互いに協力しながら勤務すること。
- イ 内外において、常に品位ある態度を保ち、本県の名誉と信用を傷つけ、または県および受託者の不利益となるような行為をしないこと。
- ウ 活動中は、常に清潔な服装を着装するものとし、他人に不快感を与えるような過度又は特異な身だしなみをしないこと。
- エ 活動中に業務以外の私的行為を行わないこと。
- オ 活動中に、政治活動、宗教活動または業務に関係のない文書、図書等の配布もしくは掲示もしくは集会その他これに準ずる行為を行わないこと。
- カ 暴行、脅迫、傷害、監禁、賭博、窃盗、器物の破損等の不法行為または喧嘩、流言その他の職場の風紀秩序を乱しもしくは他人の業務を妨害するような行為を行わないこと。
- キ その他、善良なる社会人としての良識に反するような行為をしないこと。

（３）隊員の活動内容

- ① はび縁TEAM登録団体の発掘、加入促進
- ② はび縁TEAM登録受付、登録手続き、掲載サイトへの掲載作業
- ③ はび縁TEAM登録団体の活動へ参加を若者に働きかける協力者の発掘、協力依頼
- ④ 若者へのはび縁TEAM登録団体の活動への参加の働きかけ
- ⑤ 隊員自身のInstagram等を使った発信
- ⑥ キックオフイベントの企画、運営
- ⑦ 来年度に向けたイベント企画、打ち合わせ

（４）キックオフイベントの企画、実施

- ① 若者のつながりづくりに関して県民が関心を持ち、マスコミの取材を通して、はび縁TEAMを県内に広く周知する企画を提案すること
- ② 隊員とともに準備、当日の運営を行うこと

- ③ 会場費や謝礼等の支払（隊員の活動費には含まないこと）。

（５）広報等

- ① 名称デザイン、ロゴ制作
- ② 協力者が若者に参加を促すためのはび縁 TEAM 紹介チラシ制作、12,000 部印刷
※発送は県が実施。一部隊員が配布
- ③ 若者に対するはび縁 TEAM の周知および登録団体の活動への参加を促す SNS 広告の制作および発信
※効果の高い媒体を見極め、媒体の見直しを行うこと。
※はび縁 TEAM に関するホームページは県が制作
- ④ はび縁 TEAM 登録証の作成、発送

（６）その他

- ① 隊員の業務管理を含む事業全体の総括を行うこと
- ② 事業開始時に隊員の年度活動計画を県と協議して作成するとともに、事業終了後には速やかに隊員の年度活動報告書を県に提出すること
- ③ 月初に隊員の月次活動計画書を県と協議して作成するとともに、翌月 5 日を目途に隊員の活動報告書を県に提出すること。また、月に 1 回以上県と隊員の進捗管理に関する面談の機会を設定すること

５ 業務スケジュール

- 10月1日 地域おこし協力隊就任
以降、はび縁 TEAM 登録団体の発掘開始および若者への参加の働きかけ
はび縁 TEAM 登録団体の活動へ参加を若者に働きかける協力者の発掘開始
名称デザイン、ロゴ制作
- 2月上旬 はび縁 TEAM キックオフイベント
参加促進に向けた SNS 広告配信、広報開始および専用サイト開設、チラシ配布

６ 実績報告

委託業務が終了したときは、履行期限までに実績報告書を作成し県に提出すること。

７ 留意事項

- （１）受託者は、本仕様書に基づき、県と協議のうえ、その承認を得て進めていくこと。
- （２）委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- （３）業務に係る書類は事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存の上、福井県監査委員や会計検査院等の監査対象となった場合は協力すること。
- （４）隊員が活動の取止めを申し出た場合は、県と協議の上、契約の趣旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更できるものとする。
- （５）本仕様の定めのない事柄については、県と受託者双方協議の上、決定すること。